

第119回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成30年 2月20日（火） 9:30～10:05

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、清原 慶子、嶋崎 尚子、
関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部調査企画課長、総務省大臣官房審議官、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官、

4 議 事

（1） 諮問第111号の答申「漁業センサスの変更について」

（2） その他

5 議事録

○西村委員長 皆様おそろいですので、ただ今から、第119回統計委員会を開催いたします。本日は、河井委員、西郷委員、白波瀬委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と合わせて確認させていただきます。本日は、資料1-1として、諮問第111号の答申「漁業センサスの変更について」があります。その後に資料1-2、第73回産業統計部会議事概要。資料1-3として、第74回産業統計部会議事結果。資料1の参考として、諮問時の資料があります。資料2として、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）に対

する意見募集の状況があります。そのほか、参考1から参考10まで、これまでの統計委員会、基本計画部会の議事録、議事概要があります。

資料の説明は以上です。

○西村委員長 それでは、議事に入ります。諮問第111号「漁業センサスの変更について」の答申案についてです。川崎部会長から御説明をお願いいたします。

○川崎委員 それでは、お手元の資料1-1に沿いまして説明申し上げます。漁業センサスの答申案についてでございます。こちらは昨年12月に統計委員会で諮問されまして、12月27日に第1回の部会を開催いたしました。その部会の審議状況につきましては、前回の統計委員会で報告したところですので。その後、2回目の部会を1月29日に開催し、一通りの審議を終えまして、書面決議の手続を経て、最終的な答申案を取りまとめたものでございます。

漁業センサスの調査の規模はかなり大きいものでして、漁業というセクターは小さい割には調査が3本に分かれていて、調査票が8種類あります。このように、これ自体結構大きな調査ではあるのですが、この答申案は主に変更箇所を中心に整理しておりますので、かなりコンパクトにまとめております。それでは、この資料に沿いまして、答申案の概要を説明させていただきたいと思っております。

まず全体の状況ですが、1の(1)にあります「承認の適否」ということですが、これは全体として承認して差し支えないという結論とさせていただいております。それから「ただし」以下の2行にありますように、計画の修正が若干の事項について必要であるということですが、修正の必要のある事項だけをこちらに記載してございまして、必要のない事項、このままでよいという、適当であるものは11ページから12ページまでの一覧表で簡潔に整理してございまして、こちらは説明を省略させていただきたいと思っております。

ということで、1ページの(2)の理由等がございます、修正を必要とする箇所に絞って説明をいたします。

まず、アの調査対象の範囲の変更ということですが、こちらは適当と整理しております。全体として漁業管理組織調査票を海面漁業地域調査票に統合・再編して、調査対象の範囲から漁業管理組織を除外するものでございます。これについては、全体のニーズを反映したものであり、また負担軽減を図るものでもあるということで、適当であると整理しております。

次のイ以降が、変更の中でも若干修正を要するところがございます。

イの下に(ア)の漁業地区における活動実態を把握する調査事項の追加でございます。この項目に沿って順番に申し上げたいと思っております。

まず、①の「漁業地区の会合・集会等の開催状況」に関する調査事項、設問でございます。2ページ目を御覧いただきますと、図1にその変更の当初の案が出ております。ここに、漁業地区の会合・集会等の開催状況の活動の内容ということで、どんなテーマで会合等を開いているのかという質問があります。この左側の枠囲みのところにつきまして、この選択肢が若干分かりにくいといえますか、やや誤った方向に誘導されるおそれがあるの

ではないかという議論がございまして、この中ほどに書いてありますとおり、ここの「特定区画漁業権・共同漁業権の変更」という項目につきましては、かなり中心的議題となる可能性が高いということで、これを最初に持ってくるべきではないか。また、それから2番目の「企業参入」というところで、このテーマについて括弧書きの部分が該当しないと、いったことにやや誘導されやすいのではないかということで、そのような危険を避けるためにこの辺りの調査事項の選択肢を変更しまして、図2のように整理する必要があるといった指摘をしております。これが変更の指摘の1点目でございます。

続きまして、3ページ目に進ませていただきます。かなり細かな調査事項の問題でありますけれども、②の「漁業地区の活性化の取組状況を把握する調査事項の追加」のところでは、こちらは調査事項の追加ですが、こちらでも若干言葉が分かりにくいということで、変更しております。ゴミの対応のことについて、どのようなものがここに含まれるのかという事例が少し分かりにくくなっているということで、図3にある文言から、図4の文言に変えるということでございます。こちらはやや細かなものかもしれませんが、より厳密さを求めるということでございます。

4ページ目ですが、統計委員会でも少し御質問が出た事項でございますが、(イ)の「世帯員すべての人数」の削除でございます。従前の調査では、すべての世帯員とそのうちの満14歳以下の世帯員の人数を調査することになっておりましたが、当初の案ではこちらを削除することとなっております。こちらは削除しても一応行政記録情報等により代替可能と考えられたのですが、いろいろ行政記録情報等を改めて検討していただきますと、やはり漁業構造の分析というだけではなくて、更には特に満14歳以下のところが、後継者の育成など今後の漁業のあり方を検討する上でも重要な事項ではないかということで、図5のとおり、こちらについては復活していただくということを指摘をしております。

次に、(ウ)の漁ろう長、船長等の役職者に関する調査事項の追加でございますが、図6、次のページの図7が変更の事項ということで、このような内容を追加するという事です。こちらは御覧のとおり、4ページ目の下の箱の表と、5ページ目の下の箱の表は非常によく似たものですが、実は報告者に記入していただく対象が違っておりまして、4ページ目の方は漁業に従事した責任のある者でございますが、5ページ目の方は雇われた方の「海上作業に雇った人に関する調査事項」ということです。よく似たものが2つ並んでいるということでどちらに記入するかということで、やや迷いが生じやすいのではないかとということが問題として挙げられました。そこで、5ページ目の図8のように、この従事した責任者の方につきましては、この枠囲みの2行目のところにありますように、「漁業に従事した責任のある者」の後に「役員（支配人や代理を委任された者を含む。）に限る。」というような文言を入れるなど、回答の対象範囲をより明確にさせていただく修正が必要であることを指摘しております。

今度は6ページ目に進ませていただきますが、(エ)の漁獲物・収獲物の出荷先の選択肢区分の変更でございます。この変更自体は、内容としてはよい方向であるということです。特に、ここの変更案の中では、図9の上の方の枠にありますように、出荷先が小売業者か外食産業か、また消費者に直接販売するのかといったようなところが充実されており

まして、これ自体はよいことなのですが、ただ、若干の分かりにくさがあるということが指摘されております。と申しますのは、この自営の水産物直売所といった、自営とは何ぞやというようなことがございまして、例えば団体経営体のときと個人経営体のときで、自らが経営するという意味が変わってくるようなところもあるということで、このあたりをより明確にし、回答に迷わないような説明を入れていただくということで、7ページ目の図 10 になりますが、このような修正を入れていただく必要があることを指摘しております。

そのほかにもこの調査自体に変更の計画がございまして、こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり、別紙にありますとおり、これらについてはこのような変更で適当であるということで整理しております。

以上が調査事項でございます。

次に7ページ目のウの報告を求めるために用いる方法の変更等です。まず一つは（ア）のオンライン調査の全面導入等でございます。こちらにつきましては、なかなかオンライン回答が必ずしも進んでいないという状況ではありますけれども、そのような中で更に進めていこうという努力をしていかれるということで、これは調査の効率的実施に資するものであることから適当であると整理しております。

また、（イ）の行政記録情報等の活用につきましても、8ページ目の中ほどでございますが、このような情報を活用していただくということで、適当であると整理しております。

そのほか、エの報告を求める期間の変更でございます。こちらは、調査の期間を前回の調査時の平成 25 年 12 月 15 日から、今回調査時の平成 31 年 1 月 10 日に変更する計画でございます。こちらにも調査対象の多忙な時期を避けて、きちんと回収ができるようにするというので、また、回収や回答の負担などの問題も十分考えて、このようなことをするというので、適当であると整理しております。

続きまして、9ページ目に進みますが、オの集計事項の変更でございます。こちらは調査事項の変更に伴う集計事項の変更でございます。適当であるということでございます。ただし、なお、ということで2点ほど留意していただくことを指摘しております。1点目は、漁業経営体に関する詳細な事項を把握する調査となっておりますが、漁業経営体数がある割には多くないことから、報告者が特定される危険があるということです。そのような意味で、十分な秘匿処理をしていただきたいということで、この点は留意をお願いしたいということでございます。

それからもう一点、この統計委員会の場でも話題になりましたけれども、漁業と農業の兼業の状況についての統計がより分かりやすく、充実した提供をしていただきたいということで指摘しております。

次に、9ページ目の2の中ほどですが、漁業センサスの変更の前回答申における課題への対応ということでございます。1つ目は、（1）のOCR対応調査票の導入に伴う公表の早期化の検討ということでございます。これは、従前の調査票がこの図 11 の一番下にありますような、左側のマーク欄だったのですが、なかなか読み取り精度がよくなかったということがあったようで、若干その集計にも手間を要した要因になっているということ

で、これを右のように、いわゆるセンター入試のような楕円形のところを塗りつぶす格好のマークに変えていただいております。こちらはこうすることによって、より適切な処理ができるだろうということで、適当であると整理しております。

続きまして、最後の項目ですが 10 ページ目に進みますが、2つ目は、(2) のインターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討ということでございます。こちらにつきましても、オンライン回答用のパスワードやIDの配布といったことをきちんとやっていただくとか、またオンラインによる回答が可能であるということについて、より分かりやすく伝えるということです。また、マニュアルの作成、配布などを考えておられるということです。これらはオンライン回答率の更なる向上に向けた対応ということで、適当であると整理しております。

以上、全体といたしまして、この計画の変更については承認して差し支えないということでございますが、調査事項については若干の変更を指摘しております。以上がこの答申の概要でございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の答申案の御説明について御質問あるいは御意見等ございますか。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。「漁業センサスの変更について」の本委員会の答申は、資料1-1の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、答申案のとおりといたします。

産業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。その他として2件、報告事項がございます。まず、次期基本計画の策定に向けまして、先月から今月にかけて総務省において、パブリックコメントを実施したとのことであります。次期基本計画案の作成は本委員会の答申を基に作業を進められていることから、寄せられた御意見の概要について報告をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 それでは総務省政策統括官室から報告いたします。

昨年、本委員会から答申をいただきました第Ⅲ期基本計画に関しましては、答申内容を最大限尊重、反映するという野田大臣からの御指示のもと、3月上旬ごろの閣議決定に向けまして、ただ今所要の準備を進めているところでございます。この基本計画の策定に当たりましては、統計法に基づき、国民の意見を反映するための措置、いわゆるパブリックコメントにより、広く意見の募集を行うこととなっております。当初はこのパブリックコメントの結果も踏まえ御審議いただければと考えておりましたが、非常にタイトなスケジュールの中での御審議となったため、答申をいただいた後のパブリックコメントとなりました。

今回のパブリックコメントでございますが、資料2の冒頭に記載していますように、昨年12月にいただいた答申を案としまして、本年の1月11日から2月9日までの30日間実施しております。重複した御意見もございますが、この表にございますように合わせて

25 の個人、団体から延べ 69 箇所に対して御意見があったところでございます。これは現行基本計画への御意見に比して若干減少しておりますが、多くの御意見をいただいたことに、この場をかりて厚く御礼申し上げたいと思います。

本日は、答申を最大限尊重して閣議決定を行うという、基本方針の中、パブリックコメントでいただいた御意見に基づきまして、案の内容変更が必要かという観点から、本委員会の御意見をいただきたいと考え、提出された御意見について、内容を報告させていただくものでございます。

資料 2 の表にございますように、項目別に見ますと、第 1 - 3 であるとか第 2 - 3 の、国際比較可能性の向上等に係る項目での意見が多く提出されているところです。

それでは個別の御意見につきまして、別添 A 3 横長の表を用いまして、その概要を説明させていただきたいと思っております。別添は左側から整理番号と基本計画の案、つまりいただいた答申の該当箇所の記述、そして提出された御意見の概要、該当する延べの御意見数、備考といたしまして、該当項目を審議しましたワーキンググループの名称を記載しております。

まず 1 ページの No 2、ジェンダー統計に係る箇所につきましては、御意見の内容としては、具体的な施策を別表に盛り込むべき。「可能な限り性別ごとのデータを把握」との記述から「可能な限り」を削除すべき。性別データの把握に当たり「男女」に加え「どちらでもない」などの区分を設けるべき、などという御意見が出されておりました、この下でございます、No 3 から 6 につきましても、若干記述内容といえますか御意見の内容の違いはありますが、ほぼ同趣旨の御意見となっているところです。

続きまして 2 ページの裏面でございますが、No 7、障害者統計に係る箇所につきましても、ジェンダー統計と同様に、具体的な施策を別表に盛り込むべき。国民生活基礎調査などに障害の有無の調査項目を設けるべき、などという御意見が出されておりました、No 8 から 10 につきましても同趣旨の御意見となっているところでございます。

関連しまして 4 ページの No 15、16 につきましても、No 7 の御意見と同じような趣旨となっているところです。

さらに 5 ページの No 21 から 25 でございますが、5 ページから 6 ページにわたる部分ですが、ジェンダー統計や障害者統計の御意見とも関連する、いわゆる SDGs の取組拡大に向けては、より具体的な記述を盛り込むべきとの御意見となっております。合わせて 23 件、全体の御意見の約 3 分の 1 がジェンダー統計及び障害者統計に関連する御意見となっているところでございます。

なお、このジェンダー統計や障害者統計に関しましては、西郷座長のもと、国民生活・社会統計ワーキンググループにおきまして、担当府省から施策の現状や関連する閣議決定等について報告いただいた上で、今回の御意見にもございましたように、一部個別統計における対応可能性についても、御審議いただいたところでございます。その結果、具体的な課題とするには関連施策の動向でありますとか、調査上の定義の更なる検討等が必要であるため、具体的な課題として盛り込むことは難しいものの、重要な課題であるという御

認識のもと、本文の基本的な方針に盛り込むことが必要という整理がなされているところ
でございます。

また、「可能な限り」との記述に関しましては、業務統計を含め、それを原則として実
現に努めようという前向きな趣旨と認識しているところです。

なお、先ほど少し触れましたSDGsに関連しましては、3ページのNo12のところで、
外国人に関する統計の充実。そしてNo13、14で、教育統計の充実に関する御意見がござ
いました。ちなみにSDGsに関しましては、平成30年度以降関係府省が具体的な取組
を決めていくという課題になっているところでございます。

それから少し飛んでいただきまして7ページのNo32から34に関しましては、e-S
tatに関しまして機械判読可能性の向上等の利便性向上を図るべきという御意見となっ
てございます。

また次の8ページ、No35から39では、都道府県統計専任職員の減少、調査環境の改善、
統計調査員の育成に取り組むべきという御意見となっております。これらの御意見に関し
ましては、北村委員を座長とします共通基盤ワーキンググループ等での御審議を踏まえ、
平成30年度以降、地方公共団体との意見交換等も含めまして、関係府省が具体的な取組
を進めていくという課題になっています。

最後に10ページです。No44の用語・形式等というところがございますが、この中では
「2008SNA」に注釈を入れるべきという①。②、⑤は西暦の併記が抜けているのではな
いかという御指摘。④は英語表記の適正化を図るべきという御意見となっております。これ
は事務局における文書精査が徹底していなかったものであり、御意見を踏まえて修正が必
要ではないかと考えているところでございます。

以上駆け足となりましたが、今回のパブリックコメントで提出された主な御意見の概要
は以上のとおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○西村委員長 ありがとうございます。報告にありますように、今回寄せられた御意見
の多くは国民生活・社会統計ワーキンググループの担当分野となっております。同ワーキ
ンググループの座長を務めていただいた西郷委員、座長代理の白波瀬委員は、本日所用に
より御欠席です。このため、両委員からパブリックコメントに対する意見が提出されてい
ますので、事務局から御紹介をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 それでは、西郷委員、白波瀬委員連名の意見を代読さ
せていただきます。

本務校の業務のため、平成30年2月20日開催予定の統計委員会に参れませぬ。当日、
基本計画の変更案に対するパブリックコメントについて議論されると伺っております。パ
ブリックコメントには、国民生活・社会統計ワーキンググループで審議した事項に関する
意見が数多く寄せられています。それらについて私見を述べます。

ジェンダー統計と障害者統計の作成については、SDGsとも関連し、多くの御要望が
あることを承知しております。ワーキンググループでは、それらの取組について議論し、
その重要性から基本計画を進めていく上での重要な視点、方針の一つと位置付けました。
しかし具体的な取組として基本計画に盛り込むためには、プライバシー意識の高まりの中

で、調査項目の操作的な定義や、実査の可能性、特に回答率の低下を招かないための方策などを慎重に確認していく必要があります。

公的統計において、即効性とともにも正確性も重視しなければなりません。国連統計部による提言を参照し、実査における実現の可能性を検討して、可能なものから地道に作成の努力を重ねる必要があります。まだ完成時点を明示した具体的な取組として基本計画に記述できる段階になく、ワーキンググループにおける議論においても具体的な取組を基本計画に記述するには至りませんでした。今回いただいた意見については、関係府省と共有し、今後の取組の参考としていただくとともに、統計委員会としても将来の基本計画のフォローアップの中で重要な視点、留意点として活用し、関連する取組の推進を図ることが適当と考えます。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の両委員の御意見にもありましたように、答申に基づく次期基本計画案では、政策ニーズ反映や、報告者の声を基に、本委員会としてもフォローアップし、基本計画の実現を図っていくこととされています。今回の御意見も、そうしたニーズ、国民の声と位置付けられるものであります。今後の本委員会の活動にしっかりと生かしていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。御質問等あればお願いしたいと思います。

この点については、基本計画の答申に当たりそれぞれの部会において非常に慎重な審議がなされて、このような形になったということですが、基本的な方向性については、やはりかなり国民の方の強いニーズというのがあるということから考えますと、このフォローアップの中でこのようなものを具体的な所管の府省に前広に検討していただくと。そしてこちらをできるだけ早い段階でこの統計に反映させていくという形で考えていきたいというふうに思っております。このような形ですから、なかなか時期を特定するということは非常に難しいですけれども、あくまでも時期に対する適切さと、それと同時に正確さと、この2つのバランスのもとで統計委員会としては考えていかなければいけないということを確認にして、そしてそのような方向に向かってできるだけ早い段階で結論を出していくことが望まれているのだと思っております。これは私、統計委員会の委員長としての発言です。

こちらに対して、ほかに御意見等ございますか。どうぞ、嶋崎委員。

○嶋崎委員 私もこのワーキンググループのメンバーですけれども、最後の白波瀬委員の御見解、それからただ今の委員長からのご指摘、その時期と正確性のバランスの中で進めるということで、賛成いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○西村委員長 どうもありがとうございます。永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 私も今後、適切な時期を検討しつつ、原則は性別で出していくという委員長の意見に賛成いたします。

また 20 番の意見ですが、0、1、2、3、4、5 歳あたりは、一歳階級ごとに子どもの状況が大きく異なるので、社会保障関係は、子どもはなるべく各歳別にしてほしいという意見です。これは集計上の問題ですので、可能な範囲で、こうした意見は取り入れていくのが良いと思います。例えば人口推計でも、0、1、2、3、4 歳は公表されておらず

分かりませんので、そのようなことは私も常々思っておりましたので、集計で対応可能な点はよろしくお願ひしたいと考えております。

○西村委員長 どうもありがとうございます。清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。今回、本当に熱心なパブリックコメントが提出されて、大変ありがたいと思っています。No1の全体というところの御意見を拝見しますと、「地方公共団体が地方統計機構として統計調査の実査を担うとともに、そのデータ等の保有者であることから、国のパートナーとして公的統計の整備や今後の統計改革を推進していく上で重要な役割を担っている」ということから、地方公共団体が重視される方向性が提案されています。このことについてはこの間、西村委員長が一貫して、地方あるいは地方公共団体、統計調査員に目配りをした方針を示され、計画の中にもそのような方向性が反映されているというふうに私は認識しております。

したがって、先ほどおっしゃっていただきましたように、今後国民の施策ニーズ、声を反映して、フォローアップの中で具体的な適切さ、正確さを担保していき続けるということが確認されることによって、こうした声も更に実質化されていくものと思いますので、先ほどの委員長のまとめに賛同いたします。今後も自治体の一人としてこうした多くの御意見があるということを心強く思いながら、御一緒に統計改革が進められればと願っております。ありがとうございます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますか。

それでは、取りまとめたいと思います。本委員会においては、答申、基本計画案に盛り込まれているように、今後、基本計画の実現を図り、また、情勢の変化等に応じて派生的な問題にも機動的に対応していくということが重要な責務となります。このため、今回のパブリックコメントについて得られた国民からの意見への対応状況につきましても、フォローアップの審議を行う際には確認するなどして、活用を図っていきたいと考えております。

また、関係府省におかれましても、基本計画の取組や運用の具体化を図っていくに当たりましては、この国民からの御意見を参考にしていただくよう、切にお願いいたします。

なお、注記の改善につきましては、御意見を踏まえて見直すということが適当と思います。

以上のような整理でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。それでは、総務省においては基本計画の閣議決定に向けて、引き続き調整等をお願いいたします。

それでは次の議事に移ります。人材育成について、事務局から説明をお願いします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 それでは、事務局からスケジュール的な関係について説明させていただきます。

今お話がありました人材育成の関係で、人材の確保・育成に関する方針というものをEBPM委員会の方で統計委員会の意見を聞いてまとめるということになっております。

それから、統計等データの提供のためのガイドラインというものもまとめることになっておりました、いずれも今年度内を目途に定めることとされております。この関係につきましては、昨年末に骨子というものを事務局の方で決定させていただきましたが、先生方にも御紹介をさせていただきましたが、今度はその骨子を文章化した正式な本文として決定していくこととなります。これについては、まだ案文を御提示できる段階ではございませんが、年度内を目途に決める必要がありますことから、次回の統計委員会、3月28日を予定しておりますが、この次回の委員会において、統計委員会のオーソライズをいただきたいと考えております。つきましては、先生方には後日、案文を、電子メールになるかと思えますけれども送付させていただきましたが、御意見を事前に頂戴して、調整させていただいた上で、3月28日の統計委員会でオーソライズをいただきたいというように考えてございますので、今後のメールによる御審議等、よろしく願いいたします。以上でございます。

○**西村委員長** ありがとうございます。まだ具体的に整理されていませんので、追って資料が手元に届くということのようです。その時点で御確認等をお願いいたします。

本日用意しました議題は以上です。次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○**山澤総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会は3月28日水曜日の10時から開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途御連絡いたします。

○**西村委員長** 以上をもちまして、第119回統計委員会を終了いたします。